

キャスト・ベトナム・ニュース

# CAST VIETNAM NEWS

2015年5月4日号

## ベトナム新投資法（2015年7月1日施行）

### 重要ポイント解説（1）

弁護士法人キャスト 日本弁護士 工藤 拓人  
同 ベトナム弁護士 Doan Thanh Ha



#### ベトナム新投資法の重要ポイント解説（1）

- 1.はじめに
- 2.投資禁止分野及び制限付投資分野の明記
- 3.投資優遇

#### ベトナム新投資法の重要ポイント解説（2）

- 4.外国投資家に関連する投資手続

#### ベトナム新投資法の重要ポイント解説（3）

- 5.投資の形式
- 6.国会、首相、省の人民委員会の投資政策の承認を受ける投資プロジェクト
- 7.その他の変更点
- 8.2005年投資法と新投資法との関係

## 1.はじめに

ベトナムにおいて新しい投資法（67/2014/QH13。以下「新投資法」といいます。）が、2014年11月26日に公布されました。改正の形式ではなく、新投資法の施行に伴い現行の投資法である59/2005/QH11（2005年11月29日公布、2006年7月1日より施行。以下「2005年投資法」といいます。）が失効し、新投資法に置き換わることとなります。

新投資法は2015年7月1日から施行されます（新投資法第76条）。条文数としては、2005年投資法が全89条あるのに対し、新投資法では全76条となっています。

同時期に新企業法も施行されますが、投資法と企業法の改正について「法により禁止されていない限りあらゆる事業が認められるべきという精神」に基づくとされており、新投資法においてもこのような精神を体現するため、投資禁止分野・制限付投資分野の明記や手続の明確化・簡素化など、2005年投資法からの重要な変更点も多くなっています。なお、今後、より詳細については政令・通達で規制されることになります。

本稿では、3回に分けて、新投資法の重要なポイントを解説したいと思います。

## 2.投資禁止分野及び制限付投資分野の明記

### 2-1.投資禁止分野（新投資法第6条）

まず、投資禁止分野については、2005年投資法下では51分野であったのが、新投資法において6分野に限定され、大幅に削減されています。

2005年投資法では、投資禁止分野として以下の4つのプロジェクトの種類が記載されており、さらにその詳細が下位の法令（2006年9月22日付 Decree108/ND-CP等の個別法令）で定めるという形式を取っていました（2005年投資法第30条。内国投資家、外国投資家共通）。

- ・ベトナムの国防、治安および公共利益に損害を与える投資プロジェクト
- ・ベトナムの歴史遺跡、文化、習慣並びに道徳に損害を与える投資プロジェクト
- ・国民の健康或いは資源・環境破壊を及ぼす投資プロジェクト
- ・ベトナムへ持ち込む有害廃棄物の処理プロジェクト、又は国際条約に禁止される有害化学物質の生産・使用

これに対して、新投資法では、投資禁止分野の詳細を新投資法自体に記載して法律上明確化するとともに、分野を6つにまで絞りました（新投資法第6条・別表1～3）。また、禁止分野以外については、投資できることを明記しています（新投資法第5条）。

- ・別表1記載の麻薬に関する事業
- ・別表2記載の化学物質・鉱物に関する事業
- ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約別表第1」記載の一定の野生動物、動物標本；新投資法別表3記載の希少な野生動物、動物標本に関する事業
- ・売春事業
- ・人身、人の身体組織、その部分の売買
- ・人の無性生殖に関連する事業活動

## 2-2.条件付投資分野

次に、投資に条件が課される条件付投資分野についてです。

2005 年投資法では、その施行細則である政令（Decree108/ND-CP）の付属文書その他の下位法令において、386 分野（2005 年投資法第 29 条・施行細則付属文書 C 等）が条件付分野とされていました。386 分野が条件付分野と言われていますが、これは投資法に書いてあるものではなく、昨年の政府の調査によって、全部で 391 個の法律文書によって 386 個の制限付き投資分野が規定されていることが判明したというものです。

しかし、新投資法においては、国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会道徳、市民の健康を理由として、内国投資家・外国投資家を問わずに一定の条件を満たした場合にのみ認められる分野として 267 分野が明記され（新投資法第 7 条・付属文書 4）、制限付投資分野の数自体も削減されています。

これらに該当するプロジェクトについての具体的な対象分野と外資比率等の条件は、法令・国会常務委員会・政令・条約により定められ、各省や地方人民委員会等が定めることはできません（新投資法第 7 条第 3 項）。

(1) 2005 年投資法 = 386 分野（2005 年投資法第 29 条・Decree108/ND-CP 付属文書 C）

a)条件付分野（2005 年投資法第 29 条 1 項。内国投資家、外国投資家共通）

- ・国防・国家安全、治安、社会安全に影響を与える分野。
- ・銀行及び金融分野
- ・公衆衛生に影響を与える分野
- ・文化、情報、報道及び出版
- ・娯楽サービス
- ・不動産事業
- ・天然資源又は生態環境の調査、試掘、探査及び採掘
- ・教育及び訓練の開発 ・ その他法律で定める分野金融・銀行。

b)条件付分野（2005 年投資法第 29 条第 2 項。外国投資家のみ。）

- ・放送、テレビ ・ 文化的作品の制作、出版、配給 ・ 鉱物探査及び採掘
- ・通信ネットワーク設備の設置、インターネット及び通信サービスの配信及び提供
- ・公共郵便網の構築、郵便及び宅配サービスの提供 ・ 河港、海港、ターミナル及び空港の建設及び運営
- ・鉄道、航空、道路、海上、内陸水路による貨物及び旅客の輸送
- ・漁業
- ・タバコの製造
- ・不動産事業
- ・輸出入及び流通業
- ・教育及び訓練
- ・病院及び診療所

・ベトナムが加盟する国際条約において、外国投資家に対する市場開放を制限することとしているその他の投資分野

## (2) 新投資法 = 267 分野

・国防，国家の治安，社会の秩序，安全，社会道徳，市民の健康 を理由として、内資・外資を問わずに一定の条件を満たした場合にのみ認められる分野として 267 分野が明記（新投資法第 7 条・付属文書 4）。

## 3.投資優遇

### 3-1.投資優遇分野・地域（新投資法第 16 条）

また、投資優遇分野については、13 項目に分けられて列挙されています（新投資法第 16 条第 1 項）。このような投資優遇分野についても、一定の分野が追加され、また既存の分野も 2005 年投資法よりも詳細に記載されています（2005 年投資法第 27 条）。例えば、ハイテク補助工業製品、付加価値 30%以上の製品、省エネルギー製品の生産、人民信用基金等は、2005 年投資法では規定されていなかったものです。

- a) ハイテク活動，ハイテク補助工業製品；研究開発活動
- b) 新素材，新エネルギー，クリーンエネルギー，再生エネルギーの生産，付加価値が 30%以上ある製品，省エネルギー製品の生産
- c) 電子製品，重点機械製品，農業機械，自動車，自動車部品の生産；造船
- d) 繊維，皮革分野及びこの条 c 号に規定される各製品のための補助工業製品の生産
- d) 情報技術，ソフトウェア，デジタルコンテンツ製品の生産
- e) 農産物，林産物，水産物の養殖，加工；森林の植栽及び保護；製塩；海産物の採捕及び漁業のための物流サービス；植物，動物の種，生殖技術（バイオテクノロジー）製品の生産
- g) 廃棄物の収集，処理，リサイクル又は再利用
- h) インフラストラクチャ構造物の開発及び運営，管理に関する投資；各都市における公共旅客運送手段の開発
- i) 幼児教育，普通教育，職業教育
- k) 診察，治療；医薬品，医薬品の原料，主要薬，必需薬，社会病の予防，治療薬，ワクチン，医療用薬剤，薬草薬，漢方薬の生産；各種新薬を生産するための製剤技術，生物学的技術の科学研究
- l) 障害者又は専門家のための訓練，体操，体育競技施設の投資；文化遺産の保護及び活用
- m) 枯葉剤の患者治療センター，老人ホーム，メンタルケアセンター；高齢者，障害者，孤児，頼るところがない放浪児の養護センター
- n) 人民信用基金，マイクロファイナンス

投資優遇地域としては以下の地域が規定されています(第 16 条第 2 項)。これは 2005 年投資法第 28 条と同様です。

- a) 経済・社会状況が困難な地域，経済・社会状況が特別困難な地域

b) 工業団地，輸出加工区，ハイテクパーク，経済区

### 3-2.それ以外の投資優遇対象（新投資法第 15 条）

また、投資優遇分野・地域への投資プロジェクトに加え、新投資法では以下の分野についても投資優遇措置の対象となることとされ、2005 年投資法にはなかった枠組みを追加しています（新投資法第 15 条）。

- a) 6 兆ドン（※約 335 億円）以上の資本規模の投資プロジェクトで、投資登録証明書の発給を受けた日又は投資方針の決定日から 3 年以内に少なくとも 6 兆ドンを支出するもの
- b) 農村地帯において 500 人以上の労働者を使用するプロジェクト
- c) ハイテク企業，科学技術企業及び科学技術組織

### 3-3.投資優遇の内容・手続（新投資法第 16 条、第 17 条）

投資優遇措置としては、①一定の期限又は投資プロジェクトの期間全体についての企業所得税の減免、②固定資産を設置するための輸入商品、並びに原料、物資及び部品に対する輸入税免除、③地代、土地使用料、土地使用税の減免を規定しています（新投資法第 15 条第 1 項）。2005 年投資法と枠組みは同様ですが、どのような優遇があるかについて整理して記載されており、わかりやすい規定となっています。

優遇措置の内容及び優遇措置を受ける根拠・条件は、投資登録証明書に記載されます（投資登録証明書（IRC）は、現在の投資証明書（IC）に変わる概念であり、次回の解説で説明します。）。もっとも、投資登録証明書が不要な投資プロジェクトについては投資登録証明書が発給されません（新投資法第 17 条）。

なお、新投資法下の法令において、投資優遇措置が 2005 年投資法下のものより有利である場合、残りの優遇措置期間中、新たな優遇措置を享受できるとされています。逆に、不利になる場合には、2005 年投資法の優遇措置が継続されます。もっとも、国防、社会秩序、市民の健康、環境保護等を理由とする優遇措置の変更の場合には、2005 年投資法の優遇措置の継続はできず、代わりに実損害を課税所得から控除、投資家の活動目的の変更又は投資家の損害回復の支援をすることによる救済を与えるものとしています。この場合、救済に関する法令が出てから 3 年以内に請求が必要とされているので注意が必要です（投資法第 13 条）。

[次回に続く](#)

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店  
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958  
Mail: [info-v@cast-law.com](mailto:info-v@cast-law.com)

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。  
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。